

第6期第23回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月20日(水) 午前9時43分から午前10時10分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第3会議室及び穂別町民センターつつじホール

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	○	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	○	20番	遠藤 一三	○			

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件
- 第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第9 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助
穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会 長 | 【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第23回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、25番・田代英孝委員と26番・藤江政利委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

鶴川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、よろしいでしょうか

穂別地区 (異議なし)

議長 それでは、両名に決定をいたします。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案3件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしいでしょうか。

鶴川地区 (異議なし)

議長 穂別地区、よろしいでしょうか。

穂別地区 (異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 【報告第1号、説明】

議案書2ページをお開き願います。

2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。2件・3筆・40, 123㎡となっています。

1番につきましては、所有者である●●<法人>が●●<農地所有適格法人>と、平成21年から続く賃貸借を令和元年6月の総会において更新した農地であり、令和元年は●●<農地所有適格法人>が作付けを計画しておりましたが、経営規模縮小により、令和2年5月8日に解約を行ったものです。次の賃貸借については、議案第1号でお諮りします。

2番につきましては、借り手である●●さんが高齢を理由に経営規模縮小をするため、解約するものです。当該地の後の耕作については既に希望者がおり現在調整中であるため来月の総会にて上程予定としています。

以上で報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件の説明を終わらせていただきます。

議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 任	<p>【報告第2号、説明】</p> <p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>5月につきましては、議案に記載のとおり、5月8日に川西地区委員会を書面会議にて開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果適当と判定しています。</p> <p>以上で報告第2号、地区委員会の結果に関する件の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事	<p>【報告第3号、説明】</p> <p>報告第3号あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。議案書5ページをお開き願います。</p> <p>[表読み上げ]</p> <p>以上で報告第3号あっせん委員会の結果に関する件の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

1 3 番 1 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 3 号について、質疑ありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 3 号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 6 報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による意見聴取の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 【報告第 4 号、説明】
報告第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について、ご報告申し上げます。
3 月の総会でご承認いただきました、●●の●●さん、●●さん、●●の●●さんの農地を●●<法人>が砂利採取、堆積場として利用するため転用する案件ですが、転用要件から、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。その結果でございますが、7 ページから 9 ページにありますとおり、許可相当である旨、回答があり、許可書を交付しましたのでご報告申し上げます。
以上で報告第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 4 号について、質疑ありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 4 号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。なお、本案件中、●●委員、●●委員が被設定人となっており、議事参加ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。

鵜川地区

(異議なし)

穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区

(異議なし)

議長

異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主任

【議案第1号、説明】

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

[表読み上げ]

1番、2番について、1番は先の報告第1号で解約の報告をした農地であり、所有者は異なりますが、どちらも●●〈農地所有適格法人〉が昨年まで作付けを計画していた農地を経営規模縮小のため賃貸借するものです。被設定人については、令和元年6月の総会でお諮りし、すでに●●〈農地所有適格法人〉から、共有で賃貸借を受けている7名であります。

3番、4番は被設定人の希望により、賃貸借されるものです。

5番については、令和2年2月の総会にて報告いたしました合意解約がなされた町有地を●●〈農地所有適格法人〉が引き継いで賃貸借されるものです。以上、5件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

13ページから22ページまで、それぞれ、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番

1番、2番について現地確認の結果を報告します。

借り手の7名全員は、日頃より適正に営農されている農業者であり、それぞれの農地は昨年まで適正に作付けされており、今後も昨年同様に取り決め事項などもしっかり行い、周辺への影響もなく、農地の適正利用を図っていただけると判断いたしました。以上です。

12番

3番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんの希望により農地を賃貸借する案件ですが、●●さんは賃貸契約後、南瓜等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

- 1 3 番 4番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●さんの希望により農地を賃貸借する案件ですが、●●さんは賃貸契約後は、牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1 1 番 5番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●<農地所有適格法人>の希望により農地を賃貸借する案件ですが、●●<農地所有適格法人>は賃貸契約後は、牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。
- 鷗川地区 (異議なし)
- 議 長 穂別地区、質疑はありませんか。
- 穂別地区 (異議なし)
- 議 長 質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
- 鷗川地区 (異議なし)
- 議 長 穂別地区、質疑はありませんか。
- 穂別地区 (異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第8 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
なお、本案件は、●●委員が被設定人となっており、議事参加ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。
- 鷗川地区 (異議なし)
- 穂別地区、ご異議ありませんか。
- 穂別地区 (異議なし)
- 議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 事	<p>【議案第 2 号、説明】</p> <p>議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書 24 ページをお開き願います。所有権移転 1 件です。</p> <p>[表読み上げ]</p> <p>こちらにつきましては、報告第 3 号でご報告申し上げました、あっせんに伴う所有権移転となっております。</p> <p>続いて議案書 26 ページをお開き願います。利用権設定 1 件です。</p> <p>[表読み上げ]</p> <p>こちらにつきましては、出し手の希望による利用権設定となります。</p> <p>以上、所有権移転 1 件 3 筆、利用権設定 1 件 1 筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>所有権移転関係は 25 ページ、利用権設定関係は 27 ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑はありませんか。</p>
鷓 川 地 区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 2 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p>
鷓 川 地 区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第 2 号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 9 議案第 3 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>【議案第 3 号 朗読及び説明】</p> <p>議案第 3 号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書 28 ページをお開き願います。</p>

主 任	<p>[表読み上げ]</p> <p>公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>申請地は申請者が相続により10年以上前に所有権を取得しましたが、当時からすでに農地として利用されていないとのことです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、原野化と、農地として利用されておらず、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。以上、1件となっております。</p> <p>30ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第3号、現況証明願いの発給に関する件の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
16 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間利用されていない原野化など荒廃化が進んでいる状態です。今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑はありませんか。</p>
鷓川地区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂別地区	(異議なし)
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p>
鷓川地区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、6月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。</p>